

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の22から第21条の5の24まで又は第24条の34から第24条の36までの規定に基づき、指定障害児通所支援事業者、指定障害児通所支援事業者であった者若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者であった者又は指定障害児相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者であった者（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）に対して行う障害児通所給付費若しくは障害児相談支援給付費（以下「障害児支援給付費」という。）に係る指定障害児通所支援若しくは指定障害児相談支援（以下「指定障害児通所支援等」という。）の内容又は障害児支援給付費の請求に関する監査について基本的事項を定めることにより、指定障害児通所支援等の質の確保及び障害児支援給付費の適正化を図ることを目的とする。

(監査方針)

第2条 監査は、指定障害児通所支援事業者等に対し、指定障害児通所支援等の内容等について、法第21条の5の23、第21条の5の24、第24条の35若しくは第24条の36に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合又は障害児支援給付費の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

(監査対象の選定基準)

第3条 監査は、次に掲げる情報から指定基準違反等の確認について必要と認められる場合に行うものとする。

(1) 要確認情報

- ア 通報、苦情、相談等に基づく情報
- イ 相談支援事業等へ寄せられる苦情
- ウ 障害児支援給付費の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者の情報

(2) 法第57条の3の2若しくは第57条の3の3の規定により指導を行った市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県が当該指導に係る指定障害児通所支援事業者等について確認した指定基準違反等の情報

(3) 高知市指定障害児通所支援事業者等指導要綱（平成30年7月24日制定）に基づく実地指導又は他の市町村若しくは都道府県の実地検査を正当な理由なく拒否した情報

(監査方法等)

第4条 市長は、指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、指定障害児通所支援事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は本市職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害児通所支援事業者等の事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させるものとする。

2 市長は、前条の規定により監査対象となる指定障害児通所支援事業者等を決定したときは、あらかじめ当該指定障害児通所支援事業者等に対し、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

- (1) 監査の根拠規定
- (2) 監査の日時及び場所
- (3) 監査担当者
- (4) 出席者
- (5) 準備すべき書類等

3 市長は、監査に当たっては、監査対象となる指定障害児通所支援事業者等又はこれに代わる者の出席を求めるものとし、必要に応じて指定障害児通所支援等の担当者、障害児支援給付費の請求の担当者又は関係者の出席を求めるものとする。

4 監査担当者は、監査終了後、監査調書を作成し、市長に報告しなければならない。

(監査結果の通知等)

第5条 市長は、監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、監査対象となった指定障害児通所支援事業者等に対して、後日文書によってその旨の通知を行うとともに、当該指定障害児通所支援事業者等に対して、当該通知を行った事項について、文書により報告を求めるものとする。

(行政上の措置)

第6条 市長は、監査の結果、指定基準違反等を認めた場合は、法第21条の5の23、第21条の5の24、第24条の35又は第24条の36に規定する勧告、命令等又は指定の取消し等の行政上の措置を採るものとする。

2 前項の規定による勧告は、指定基準違反等が確認された指定障害児通所支援事業者等に対し、期限を定めて、文書により法第21条の5の23第1項又は第24条の35第1項に定める措置を採るべきことを勧告することにより行うものとする。この場合において、勧告を受けた指定障害児通所支援事業者等は、市長の指定する期限内に、当該勧告に対して採った措置の内容を、文書により市長に報告するものとする。

3 市長は、第1項の規定による勧告を受けた指定障害児通所支援事業者等が、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 第1項の規定による命令は、同項の規定による勧告を受けた指定障害児通所支援事業者等が、正当な理由なく当該勧告に係る措置を採らなかった場合において、当該指定障害児通所支援事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることにより行うものとする。この場合において、命令を受けた指定障害児通所支援事業者等は、市長の指定する期限内に、当該命令に対して採った措置の内容を、文書により市長に報告するものとする。

5 市長は、第1項の規定による命令をした場合は、その旨を公示するものとする。

6 第1項の規定による指定の取消し等は、指導基準違反等の内容等が法第21条の5の24第1項各号又は第24条の36各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児通所支援事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することにより行うものとする。

(聴聞等)

第7条 市長は、前条の規定により命令又は指定の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）をしようとする場合は、当該取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(経済上の措置)

第8条 市長は、第6条第1項の規定による措置を行った場合であって、指定障害児通所支援等の内容又は障害児支援給付費の請求に関して不正又は不当な事実を認め、当該障害児支援給付費について支払った額の返還をさせる必要があると認めるときは、法第57条の2第2項の規定により、当該指定障害児通所支援事業者等に対し、その支払った額につき返還させるものとする。この場合において、当該措置が取消処分等であるときは、同項の規定に基づき当該返還させる額に100分の40を乗じて得た額を併せて支払わせることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、指定障害児通所支援事業者等に対して行う監査に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月4日から施行する。